

まつどニュース

2026/9/14(月)時点 【災害情報】

発行／松戸市 お問い合わせ TEL 047-366-7320 FAX 047-362-6162

松戸市公式LINE

問：広報広聴課 ☎047-366-7320

友だち追加すると、
松戸市のいろいろ
な情報・お知らせの
中から、あなたに
ぴったりの情報をお
届けします。



松戸市公式
LINE

令和8年8月千葉豪雨 被災者生活再建のご案内

令和8年8月13日に発生した「令和8年8月千葉豪雨」では、床上・床下浸水を始め、多くの被害が発生しました。市では、被災者の方を支援する取り組みを進めています。

支援情報をまとめた
ページはこちら



市ホームページ



災害復旧コールセンターを設置しています
電話番号:047-366-7309 受付時間:平日9時～16時30分

災害時の生活支援に関する情報

生活支援窓口案内(ガイドブック)(総務省行政相談センター)このガイドブックには災害救助法が適用された松戸市の情報が掲載されています。災害救助法適用市町版(令和8年8月31日時点 第12版)



総務省行政相談センター
ホームページ

◆ 災害見舞金について ◆

問：福祉政策課地域福祉担当室

☎047-366-3019(受付:平日9時～16時30分)

本市に住民登録されている方が現に居住している住居が被災された場合、被害に応じて災害見舞金を支給します。支給手続きにあたり、被害状況が分かる写真や罹災証明書等をご用意の上、同担当室までご連絡ください。

1 地震・風水害

住家の全壊	一般世帯	50,000円	単身世帯	20,000円
住家の半壊	一般世帯	30,000円	単身世帯	10,000円
床上浸水	一般世帯	30,000円	単身世帯	10,000円
住家の一部損壊	一般世帯	30,000円	単身世帯	10,000円

2 傷病見舞金

災害により負傷し、2週間以上入院

1人 10,000円

※単身世帯とは、社員寮、学校寮、収容施設等の単身居住者をいう。一般世帯とは、単身世帯以外をいう。

住家の一部損壊は、非木造住宅において、その設備等に支障があり、罹災証明書の追加記載事項欄における住家の被害の程度が「インフラ損壊」の記載がある場合に該当



市ホームページ

◆ 罹災証明書・罹災届出証明書の発行について ◆

問：危機管理課 ☎047-366-7309(受付:平日9時～16時30分) **check!(問合せ先の変更)**

罹災証明書: 災害により被害のあった住家の被害の程度を証明するものです。

※修繕済の建物で被害状況を確認することができない場合、罹災証明書の発行ができないことがあります。市ホームページ

罹災届出証明書: 災害により被害を受けたことについて、その事実を市に届け出たことを証明します。

※災害との因果関係や被害の程度を証明するものではありません。詳細は市ホームページをご確認ください。



◆ 資金貸付について(災害援護資金貸付) ◆

問：福祉政策課 地域福祉担当室 ☎047-366-3019(受付:平日9時～16時30分)

世帯主が負傷された世帯や、家屋や家財に著しい被害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯を支援するため、資金の貸し付けを行います。詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

◆ 税金・年金・保険料などの減免・免除・徴収猶予等について ◆

被害の状況や所得などに応じて、税金や保険料などの減免・免除、徴収猶予を受けられる場合があります。
※制度ごとに対象となる要件や申請方法が異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

【税金】 問: 災害復旧コールセンター ☎047-366-7309

■ 個人市民税・県民税の減免について

納税義務者本人、配偶者又は扶養親族が所有する住宅又は家財に大きな損害を受けられた方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方は、申請により損害程度に応じて個人市民税・県民税が減免になる場合があります。

■ 固定資産税・都市計画税の減免について

課税されている家屋・土地・償却資産に被害を受けた所有者の方は、被害を受けた日以降の納期に係る固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。

■ 市税の徴収猶予について

被災により市税の納付が困難な場合、申請により納付の猶予が認められる場合があります。

【下水道】 問: 下水道経営課 ☎047-366-7394

■ 下水道使用料の減免について

今回の豪雨の被害を受け、納付が困難な場合、申請に基づき、下水道料金の減免を行います。

【国民年金】 問: 国保年金課 国民年金班 ☎047-366-7352

■ 国民年金保険料の免除について

風水害などにより財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難な場合、免除を受けられます。

【国民健康保険】 問: 国民健康保険コールセンター ☎047-712-0141

■ 国民健康保険料の減免・徴収猶予について

災害その他特別な事情等により生活が著しく困難となった場合で、生活困窮により当該年度分の国民健康保険料が納付できないと認められる場合、減免を受けられるときがあります。

■ 医療費の自己負担分(一部負担金)の免除について

災害などにより収入が著しく減少し、医療費の自己負担額の支払いが困難となった場合、徴収猶予または免除を受けられる場合があります。

【後期高齢者医療制度】 問: 国民健康保険コールセンター ☎047-712-0141

■ 後期高齢者医療保険料・医療費自己負担額の減免等について

風水害などで損害を受けた場合などに、保険料や医療費の自己負担額の減免等を受けられる場合があります。

【介護保険】 問: 松戸市介護保険事務センター ☎047-366-7370

■ 介護保険料・介護サービス利用料の減免等について

被災により介護保険料の納付や介護サービス利用料の支払いが困難となった場合、減免・徴収猶予などを受けられる場合があります。

【パスポート】 問: 市民課松戸市パスポートセンター ☎047-382-6722

■ 旅券手数料の免除について

申請により旅券手数料の免除を受けることができます。 ※窓口での申請が必要です。

◆ 災害ごみについて ◆

問: 廃棄物対策課 ☎047-704-2010(受付: 平日9時～16時30分)



市ホームページ

【災害ごみの出し方について】

○可燃ごみ・不燃ごみは、「災害可燃」「災害不燃」など、災害ごみであることがわかるよう表示のうえ、収集日に集積場へお出してください。

○粗大ごみ・家電リサイクル対象品目は、順次回収にお伺いします。準備ができましたら、廃棄物対策課(047-704-2010)までご連絡ください。

○事業系災害ごみにつきましては、ご自身で施設へお持ち込みいただくか、一般廃棄物処理業者に収集を依頼してください。

【持ち込みの方について】 ※持ち込み先は異なりますので、ご注意ください。

○持ち込みを希望される場合は、日暮クリーンセンター(047-388-6555)へご連絡ください。

◆ 千葉県弁護士会による臨時無料電話相談 ◆

問: 千葉県弁護士会臨時無料電話相談

☎070-7793-1962、070-7793-2010、070-7793-2073(受付:月・水・金10時～12時、14時～16時)

千葉県弁護士会では、被災された方を対象とする電話相談を実施しております。なお、10月以降も相談対応を検討しておりますので、詳細は千葉県弁護士会ホームページをご覧ください。

受付期間: 9月1日(火)～30日(水) 相談料: 無料 ※通話料金のご負担となります。



千葉県弁護士会
ホームページ

◆ 賃貸型応急住宅の供与について ◆

問: 住宅政策課 ☎047-366-7366(受付:平日9時～16時30分)

令和8年8月豪雨により、住家の全壊、全焼又は流出により居住する住家が無い方などに対して、県が民間の賃貸住宅を借り上げ被災者に住宅を供与します。

対象者: ●災害発生の日時点において、松戸市に居住する方 ●住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない方 ●自らの資力では、住宅を確保することができない方 ●災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方 ※入居物件は、不動産会社の協力のもと、原則、入居者様御自身でお探しいただきます(入居期間は最大2年間)。賃貸型応急住宅の条件や注意事項等の詳細については、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

◆ 被災した住宅の応急修理について ◆

問: 住宅政策課 ☎047-366-7366(受付:平日9時～16時30分)

令和8年8月千葉豪雨により被災した住宅に対して、災害救助法に基づき、日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理の申し込みを受け付けています。

※制度の利用に当たっては、被害状況が確認できる被害箇所の写真が必要です。



市ホームページ

◆ 浸水被害に遭われた家屋等の消毒について ◆

問: 環境保全課 ☎047-366-7336(受付:平日9時～16時30分)

【市による消毒作業について】

市による消毒作業を希望される場合は、環境保全課へご連絡ください。応急的な消毒を行います。

作業内容は個人での対応が難しい床下の消毒作業となります。※家屋構造や通気口の大きさによっては、消毒できない場合があります。消毒は乾燥していないと効果がないため、天候等の状況によってはすぐの対応が難しい場合がございます。



市ホームページ

◆ 市内被災者に対する市営住宅等の提供について ◆

問: 住宅政策課 ☎047-366-7366(受付:平日9時～16時30分)

被災された市民の方に対し、市営住宅を提供しています。申し込みは先着順で、提供戸数には限りがあり、すでに入居している場合があります。また、市営住宅以外にも、県内被災者を対象に千葉県、東京都、UR都市機構が住戸を提供しています。※松戸市立総合医療センター医師住宅については、全戸入居が決まりました。詳細は市または各団体のホームページをご確認ください。



市ホームページ

◆ 被災された方の健康相談を行っています ◆

問: 健康推進課 ☎047-366-7481(受付:平日9時～16時30分)

災害後は、避難生活や環境の変化による疲れやストレスなどから、体調を崩しやすくなります。市では、保健師などの専門職が、電話や避難所・ご自宅への訪問による健康相談を行っています。体調不良やけが、食事・水分不足、血圧などの体調変化のほか、眠れない、不安やストレスを感じるなど、健康について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



市ホームページ

◆ 自宅での入浴が困難な人に、入浴施設を基本無料で提供 ◆

問: 公衆浴場: 予防衛生課 ☎047-366-7484 市内公共施設: 各施設(電話番号下記参照)
スポーツ施設: スポーツ振興課スポーツ施設担当室 ☎047-703-8508
文化施設: 文化芸術創造課 ☎047-367-7814 ※各施設の詳細は市ホームページでご確認ください。

公衆浴場:

平和湯ランド・小金バスランド・宮前湯

市内公共施設(浴室):

和名ヶ谷スポーツセンター・常盤平老人福祉センター・矢切老人福祉センター・小金原老人福祉センター
東部老人福祉センター

シャワー施設(スポーツ施設・文化施設):

小金原体育館・栗ヶ沢庭球場・柿ノ木台公園体育館
・運動公園武道館・文化会館(森のホール21)・市民会館



市ホームページ

◆ 松戸市災害ボランティアセンターについて ◆

問: 松戸市災害ボランティアセンター ☎047-362-5963
(松戸市社会福祉協議会ボランティアセンター内、受付時間: 9時～16時)

同協議会では、被災された方々への支援を迅速かつ的確に行うため、「松戸市災害ボランティアセンター」を開設しています。

【被災された方へ】

対象者: 松戸市内で住居等に被害を受けた方で、自力での片付け等が困難な世帯

支援内容: 家屋内外の片付け・清掃、家具等の搬出補助等

※高所作業や専門技術を要する作業、危険を伴う作業には対応できません。

申込方法: 電話で同センターに申し込み



社会福祉協議会
ホームページ

【災害ボランティア活動への参加を希望される方へ】

ボランティア活動者の募集情報については、同協議会ホームページでご確認ください。

◆ 【日本赤十字社】災害義援金を受け付けています ◆

問: 福祉政策課地域福祉担当室 ☎047-366-3019(受付: 平日9時～16時30分)

日本赤十字社で「令和8年8月千葉豪雨災害義援金」を受け付けています。
金融機関(振り込み)でご寄付いただく場合は、同社ホームページをご確認ください。

募金箱設置場所: 市役所(本館3階 福祉政策課地域福祉担当室、本館1階総合案内)
※小切手等は受付できません。 ※領収書が必要な場合は同担当室へお越しください。



市ホームページ



日本赤十字社
ホームページ

◆ 【市民も可】ふるさと納税で災害支援寄附金を受付 ◆

問: まつどの魅力発信課 ☎047-703-7003(受付: 平日9時～16時30分)

被災者の方々への支援や復旧事業等へ活用するため、ふるさと納税を通じた災害支援寄附金を受け付けています。

【寄附受付窓口】

- ふるさとチョイス
- 楽天ふるさと納税
- ふるなび ●さとふる

【留意事項】

- 災害支援のため、お礼の品は
お送りしておりません。
- 松戸市内在住の方も寄附が
可能です。



ふるさとチョイス



楽天ふるさと納税



ふるなび



さとふる

凡例 **check!**…前回号からの追加・変更点

【お知らせ】松戸市の重要なお知らせや災害発生時などの緊急時に不定期発行しています。
次回以降は、災害支援の追加情報などがありましたら随時発行します。